

館林市防犯カメラ設置費補助金 に関する手引き

館林市総務部安全安心課

令和6年6月

目次

補助制度の目的	1
補助対象となる防犯カメラ	1
補助対象とならない防犯カメラ	1
補助対象となる団体	1
補助対象経費	2
補助金額	2
防犯カメラの推奨仕様	3
防犯カメラの設置	3
防犯カメラの運用	3～5
補助金手続きの流れ～申請準備から補助金交付まで～	6～7
別添1：設置運用規程（ひな形）	8～11
別添2：各種申請様式	12～17

防犯カメラに関わる「個人情報保護法」について

個人情報とは、個人情報の保護に関する法律第2条第1項に、「特定の個人を識別することができるもの」とされています。防犯カメラに記録された画像についても、特定の個人を識別できるため、個人情報に該当します。

個人情報保護法において、個人情報を取得した者に対して求める主な責務については以下のとおりです。

- ・ 利用目的の特定（法第17条第1項）
- ・ 利用目的による制限（法第18条第1項）
- ・ 適正な取得（法第20条第1項）
- ・ 利用目的の通知、公表（法第21条第1項）
- ・ データ内容の正確性の確保等（法第22条）
- ・ 安全管理措置（法第23条）
- ・ 第三者提供の制限の原則（法第27条第1項）

本手引きでは、防犯カメラの設置・運用にあたり、上記に適用し、個人情報の適正な取り扱いと運用を行うための具体的な方策を示しています。

○補助制度の目的

市内の「街頭犯罪、空き巣、窃盗等の未然防止及び早期解決」を図り、地域の自主防犯活動を推進するとともに、「行方不明者の発見」など社会問題への対応等を目的に、「館林市防犯カメラ設置費補助金交付要綱」に基づき、防犯カメラを新たに設置する行政区に対し、費用の一部を補助するものです。

○補助対象となる防犯カメラ

公道等の公共空間（多数の者が自由に往来し、または出入りする場所）における不特定多数の人の動きを撮影するため、特定の場所に常設する防犯カメラが対象となります。

例：道路（歩行者専用道路（階段等）を含む）を撮影するもの、水路敷きや緑道を撮影するもの等

※建物や敷地から公道等を撮影する場合も対象となります。

○補助対象とならない防犯カメラ

特定の施設の管理目的や、不法投棄の監視目的、その他防犯以外の目的（私有財産の保護等）のために設置するカメラは対象となりません。

例：①アパート等の集合住宅や工場の敷地内など、不特定多数の人の出入りが想定されない場所を撮影するもの

②駐車場、駐輪場の監視を目的に撮影するもの（私有財産の保護等）

③地区の管理施設の監視を目的に撮影するもの

また、モニターを使用する常時監視のカメラや、単年度事業による購入費用補助制度であるため、レンタル・リースにより設置するカメラも対象となりません。

○補助対象となる団体

補助金の交付対象となる団体は、館林市行政区運営規則に規定する行政区となります。

○補助対象経費

次の経費が対象となります。

- ・ 防犯カメラの購入及び設置工事に係る経費
 - ・ 録画機の購入及び設置工事に係る経費
 - ・ 保護ボックスの購入及び設置工事に係る経費
 - ・ 防犯カメラを設置するためのポールの購入及び設置工事に係る経費
 - ・ 防犯カメラが作動していること等を表示するためのシール等の購入に係る経費
 - ・ 防犯カメラの設置を周知する掲示物に係る経費
 - ・ 録画機に設置するSDカードその他の記録媒体の購入に係る経費
 - ・ 電力供給申請に係る経費
 - ・ 上記のほか防犯カメラ、録画機及び保護ボックスを設置するための取付金具その他消耗品の購入及び設置工事に係る経費
- ※電気料、修繕費等の保守・メンテナンス費用は行政区負担となります。

○補助金額

補助対象経費に4分の3を乗じた額とし、防犯カメラ1台あたりの上限を30万円とします。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、切り捨てとなります。

例：①カメラ1台、補助対象経費合計が30万円の場合

(防犯カメラ本体、録画機、保護ボックス、設置用ポール、防犯カメラ設置掲示板、SDカード等購入費及び設置工事代、その他諸経費)

$300,000円 \times 3/4 = 225,000円$

補助金額 225,000円

区負担額 75,000円

②カメラ1台、補助対象経費合計が50万円の場合

$500,000円 \times 3/4 = 375,000円$

補助金額 300,000円 (限度額)

区負担額 200,000円

③カメラ2台、補助対象経費合計が80万円の場合

$800,000円 \times 3/4 = 600,000円$

補助金額 600,000円 (限度額：30万円×2台)

区負担額 200,000円

○防犯カメラの推奨仕様

街頭防犯カメラとして、犯罪捜査等に活用でき、屋外に設置することから次の仕様を推奨します。

- ・画素数200万以上
人の顔の判別やナンバープレートが識別できる解像度
 - ・赤外線もしくは高感度
夜間撮影を可能とするもので、明かりが無い場所は赤外線、薄明りがある場所は高感度
 - ・防塵防水機能IP66相当以上
台風など雨風に耐えられるもの
 - ・画像保存期間14日
館林市防犯カメラの設置及び運用に関する要綱に基づく規定
- ※安全安心課から防犯カメラの指定や設置業者を斡旋することはありません。行政区の実情に合わせた防犯カメラ、設置業者を検討してください。

○防犯カメラの設置

- (1) 地域における同意
防犯カメラの設置に際しては、行政区の総会・役員会などで設置の同意を得たうえで、撮影対象区域の住民からも、事前に同意を得てください。
- (2) 設置場所・台数
設置場所については、不審者の多発する場所など、防犯カメラの設置が効果的と考えられる適切な場所に設置するとともに、設置目的に即して必要最小限の撮影範囲を設定し、不必要な画像ができるだけ記録されないよう配慮してください。
- (3) 防犯カメラ設置の表示
犯罪の抑止効果を高めるため、撮影区域またはその周辺に、防犯カメラを設置していること、および設置者名等を表示してください。

○防犯カメラの運用

- (1) 管理責任者等の指定
防犯カメラによる画像の適正な取得及び管理を図るため、防犯カメラ管理責任者及び画像取扱者（管理責任者が兼ねることも可）を指定してください。管理責任者は、画像の漏えい、流出等防止及びその他の安全管理のため

に必要な措置を講じなければなりません。

(2) 設置運用規程の作成

管理責任者等の指定及び防犯カメラの適切な管理を行うため、防犯カメラの運用に関する取り決めに明らかなにした設置運用規程を定め、その内容について行政区内で同意を得たうえで、周知してください。

なお、作成にあたっては、別添1「防犯カメラの設置及び運用に関する規程（ひな形）」を参考にしてください。

(3) 画像の取扱いについて

ア 画像の取扱い

防犯カメラ及び関連機器の操作、画像の取扱い等については、管理責任者または画像取扱者以外に行わないようにし、取り扱う際は厳重に注意してください。また、画像は撮影時の状態のまま保存し、加工や複製はしないでください。

イ 画像の厳重な保管

画像を保存するための記録媒体（CD、DVD、メモリーカード、外付けハードディスク等）については、管理責任者や画像取扱者以外の視聴や盗難防止のため、施錠できる設備の中で厳重に保管し、外部への持ち出しができないよう十分に注意してください。

また、インターネット回線等により画像の送受信を行う場合は、IDやパスワードを設定したり、不正アクセスを防ぐためのセキュリティ対策を行うなど、画像の流出防止に注意してください。

ウ 画像の保存期間

館林市防犯カメラの設置及び運用に関する要綱に基づく規定に則り、犯罪捜査等への活用と個人情報の適正管理の観点から、原則として14日間としますが、これにより難しい事情がある場合は、管理責任者が保存期間を別に定めてください。

エ 画像の処分

保存期間を経過した画像は、漏えい、流出等防止のため、確実かつ速やかに処分してください。

(4) 秘密の保持

管理責任者をはじめ画像を取り扱った者は、そこから知り得た情報を決して他人に漏らさないよう注意してください。

(5) 画像の利用及び提供する場合の手続き

防犯カメラの画像については、次の場合を除き、設置目的以外の利用や第三者への提供はできません。

・法令に基づく場合：令状や捜査機関からの照会

- ・個人の生命・身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ない場合
- ・捜査機関から犯罪・事故の捜査（任意捜査）等のため情報提供を求められた場合

なお、画像の提供を行った場合は、設置運用規程に基づく「個人情報画像閲覧簿」により、「閲覧日時」「閲覧場所」「閲覧者」「閲覧目的」等を記録し、適正に運用してください。

(6) 苦情の処理

防犯カメラによる特定の個人を識別できる画像の取扱いに関する苦情については、管理責任者等によって誠実かつ迅速に対応してください。

○補助金手続きの流れ～申請準備から補助金交付まで～

1 防犯カメラ設置場所の選定、防犯カメラの仕様の検討

地域の実情を考慮し、本手引きに記載する補助要件を満たしつつ、地域防犯の向上に効果が高いと見込まれる設置場所を検討してください。また、同時に設置場所の周辺状況（明るさ等）を確認のうえ、防犯カメラの仕様や設置方法（ポール、電柱、施設壁面など）についてもご検討をお願いします。

※防犯カメラ設置場所の周辺住民や、特に撮影画角に映り込む家屋があれば、説明して同意を得てください。

※私有地に設置を検討している場合には、土地所有者等から同意を得てください。（補助申請時に所有者の承諾書（様式自由）が必要となります。）



2 事前相談

設置場所の地図、設置予定防犯カメラの仕様分かるもの、見積書等持参のうえ、市へ事前相談してください。補助金制度の趣旨に合致し、設置場所等も支障なしと判断されれば、補助金申請手続に進みます。

※相談前（補助金交付決定前）に、防犯カメラの購入・設置工事を行わないでください。



3 補助金申請

申請に必要な書類は次のとおりです。

- ・館林市防犯カメラ設置費補助金申請書（別添2：別記様式第1号）
- ・誓約書（別添2：別記様式第2号）
- ・見積書の写し
- ・設置する防犯カメラ等の規格及び品質が明記された書類（カタログ等）
- ・設置場所の所有者から設置の承諾を得ていることを証する書類（設置場所が電柱共架の場合を除く）
- ・設置場所の案内図
- ・設置場所及び撮影区域の写真
- ・その他市長が必要と認める書類（特筆すべき資料があれば）



4 補助金交付決定

申請書受理後、市から行政区へ「館林市防犯カメラ設置費補助金交付決定通知書（別添2：別記様式第3号）」を送付します。

※設置場所が電柱共架の場合は、決定通知書の写しを添付して管理事業者に共架申請の手続きを行ってください。



5 防犯カメラ設置工事開始（補助金変更交付申請）

決定通知書が届きましたら、防犯カメラ設置工事を進めてください。

なお、交付決定を受けた補助対象事業において、補助金の交付額に変更が生じる場合は、「館林市防犯カメラ設置費補助金変更交付申請書（別添2：別記様式第4号）」にて市へ申請してください。

変更申請書受理後、市から行政区へ「館林市防犯カメラ設置費補助金変更承認（不承認）通知書（別添2：別記様式第5号）」を送付します。



6 実績報告及び支払請求

防犯カメラ設置工事完了後、必要書類を添付して提出してください。必要書類は次のとおりです。

- ・館林市防犯カメラ設置費補助金実績報告書兼支払請求書（別添2：別記様式第6号）
- ・防犯カメラ等（ポール、保護ボックスなど関連設備）設置後の写真
- ・領収書又は支払が確認できる書類の写し
- ・設置場所が電柱共架の場合は、管理事業者の承諾を確認できる書類（東京電力やNTTの承諾書）
- ・防犯カメラの設置及び運用に関する規程（区の個別規程）
- ・その他市長が必要と認める書類



7 補助金支払

実績報告書類を審査後、概ね1か月以内に指定の口座に補助金を交付します。

〇〇〇〇（行政区）防犯カメラの設置及び運用に関する規程（ひな形）

1 趣旨

この規程は、〇〇〇〇（行政区）が設置し、又は管理する防犯カメラの設置及び運用に関し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 設置目的

防犯カメラは、〇〇〇〇（行政区）周辺における街頭犯罪、空き巣、窃盗等の未然防止及び早期解決を図り、地域の自主防犯活動を推進するとともに、行方不明者の発見など社会問題への対応等を目的に設置する。

3 管理責任者の設置等

- (1) 防犯カメラによる画像の適正な取得及び管理を図るため、管理責任者を置く。
- (2) 管理責任者は、〇〇〇〇（行政区）区長とする。
- (3) 管理責任者は画像の管理を適正に行うため、画像取扱者を置くことができる。
- (4) 画像取扱者は、〇〇〇〇（行政区）〇〇〇〇（役員）とする。
- (5) 管理責任者及び画像取扱者は、画像から知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

4 委託等に伴う措置

管理責任者は、防犯カメラの保守に係る作業を委託業者に行わせるときは、管理責任者もしくは画像取扱者の立ち会いのもと行わなければならない。

5 防犯カメラの設置場所

管理責任者は、防犯カメラを設置目的に合致する最小限の撮影範囲となる適切な場所に設置するものとする。なお、設置の場所及び設置台数については、別紙配置図のとおりとする。

6 防犯カメラの設置の表示

管理責任者は、各防犯カメラの撮影対象区域周辺の見やすい場所に、次に掲げる事項を容易に視認できる方法により表示するものとする。

- (1) 「防犯カメラ設置中」等の防犯カメラを設置している旨
- (2) 設置者名等

7 画像の保存等

- (1) 管理責任者は、画像を保存する場合は、当該画像を加工することなく、撮影時の状態のままで保存するものとする。
- (2) 管理責任者は、防犯カメラの設置目的を達成するために必要な場合を除き、画像を複写してはならないものとする。
- (3) 画像取扱者は、管理責任者の許可なく、画像を記録した記録媒体を画像表示装置または録画装置の設置場所以外に持ち出してはならないものとする。
- (4) 画像の保存期間は、原則として14日間とする。ただし、これにより難い事情がある場合は、管理責任者が保存期間を別に定めるものとする。
- (5) 保存期間を経過した画像は、漏えい、流出等防止のため、これを確実に速やかに消去するものとする。

8 画像の利用及び提供する場合の手続き

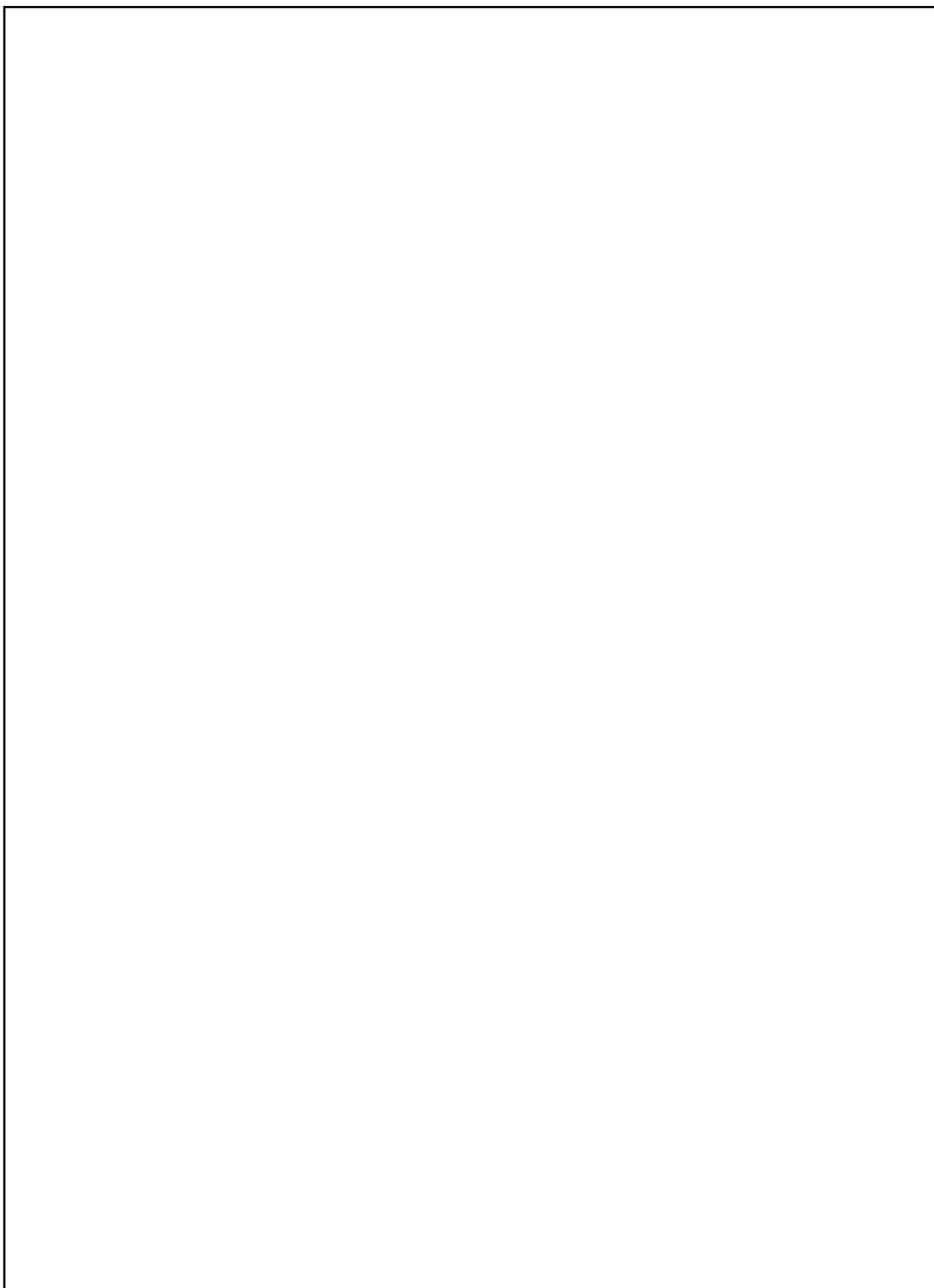
管理責任者は、法令に基づく場合を除き、画像を設置目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、保護法第69条第2項の規定により行うときは、この限りでない。なお、画像を設置目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供するときは、個人情報画像閲覧簿（別記様式）に記録し、管理しなければならない。

9 苦情の処理

管理責任者は、防犯カメラによる特定の個人を識別できる画像の取扱いに関する苦情を、適切に処理しなければならない。

この規程は、令和 年 月 日から実施する。

別紙（配置図）



別記様式

個人情報画像閲覧簿

閲覧日時		年 月 日 時 分
閲覧場所		
閲覧者	所属	
	氏名	
	連絡先	
閲覧目的		
撮影場所		
撮影期間		年 月 日 時 分から
		年 月 日 時 分まで
画像提供		<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し
立会者		
特記事項		

別記様式第 1 号 (第 7 条関係)

年 月 日

館林市長 様

申請者

行政区名

区 長 名

館林市防犯カメラ設置費補助金交付申請書

館林市防犯カメラ設置費補助金交付要綱第 7 条の規定に基づき、補助金の交付を下記のとおり申請します。

記

対 象 経 費	金 円
交 付 申 請 額	金 円
着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
完 了 予 定 年 月 日	年 月 日

(添付書類)

- 1 誓約書 (別記様式第 2 号)
- 2 見積書の写し
- 3 設置する防犯カメラ等の規格及び品質が明記された書類
- 4 設置場所の所有者から設置の承諾を得ていることを証する書類 (設置場所が電柱共架の場合を除く。)
- 5 設置場所の案内図
- 6 設置場所及び撮影区域の写真
- 7 その他市長が必要と認める書類

別記様式第2号（第7条関係）

年 月 日

館林市長 様

申請者

行政区名

区 長 名

誓約書

私は、館林市防犯カメラ設置費補助金における防犯カメラの設置について次の事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 防犯カメラの設置及び運用に関しては、設置運用規程を定め、画像の適正な取得及び管理を図ります。
- 2 近隣の住民のプライバシーを侵害しません。
- 3 無線LAN、インターネット回線等により、映像の送受信を行う場合は、映像が外部へ流失しないよう暗号化等の必要な処置を講じます。
- 4 本補助対象事業に係る民事上等の紛争が生じた場合は、責任をもって解決します。
- 5 その他関係法令を遵守します。

別記様式第3号（第8条関係）

年 月 日

様

館林市長

館林市防犯カメラ設置費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった館林市防犯カメラ設置費補助金について、
下記のとおり補助金の交付を決定しましたので通知します。

記

対 象 経 費 予 定 額	金	円
補 助 金 の 交 付 決 定 額	金	円
備 考		

※ 交付決定者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることがあります。

- 1 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき。
- 2 館林市防犯カメラ設置費補助金交付要綱の規定に違反したとき。

別記様式第4号（第10条関係）

年 月 日

館林市長 様

申請者

行政区名

区 長 名

館林市防犯カメラ設置費補助金変更交付申請書

年 月 日付けで交付決定を受けている補助対象事業について、下記のとおり変更したいので、館林市防犯カメラ設置費補助金交付要綱第10条第1項の規定に基づき申請します。

記

変 更 年 月 日		
補 助 金 の 交 付 額	変更前	金 円
	変更後	金 円
変 更 内 容		

（添付書類）

- 1 変更後の見積書の写し
- 2 その他市長が必要と認める書類

別記様式第5号（第10条関係）

年 月 日

様

館林市長

館林市防犯カメラ設置費補助金変更承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあった館林市防犯カメラ設置費補助金変更について、下記のとおり（承認・不承認）としましたので通知します。

記

補助金の交付額	変更前	金	円
	変更後	金	円
変更内容			
不承認理由			

年 月 日

館林市長 様

申請者

行政区名

区長名

印

住所

館林市防犯カメラ設置費補助金実績報告書兼支払請求書

年 月 日付けで補助金の交付決定を受けた補助対象事業が完了したので、関係書類を添えて下記のとおり報告し、補助金を請求します。

記

完了年月日	年 月 日	
対象経費	金	円
請求額	金	円
金融機関名	銀行 信用金庫 農協 労働金庫	本店 支店 支所 出張所
預金の種類	普通・当座（該当を○で囲む）	
口座番号		
（フリガナ） 口座名義人		

（添付書類）

- 1 防犯カメラ等設置後の写真
- 2 領収書又は支払が確認できる書類の写し
- 3 設置場所が電柱共架の場合は、管理事業者の承諾を確認できる書類
- 4 防犯カメラの設置及び運用に関する規程
- 5 その他市長が必要と認める書類